

- 06 同和問題啓発強調月間
- 09 新型コロナウイルス関連情報
- 10 参議院議員通常選挙
- 21 熱中症は予防が大切
- 34 鵜匠が語る伝統漁法

今号は6月20日時点で作成しています。
新型コロナウイルスの感染状況により、
掲載している内容は変更・中止もあり
えますので、必ずご確認ください。

平成29年7月九州北部豪雨 あの日から5年 (2ページ～)



📷 3年ぶりに復活！原鶴温泉の鵜飼 (32ページ)



あの日、そして、それから



杷木松末在住
富田 響葵 さん
現在、高校2年生。災害当時は松末小学校の6年生で、校舎で一夜を明かす。朝倉グリーンツーリズム協議会が主催する「防災学習ツアー」で自身の災害の体験談を小学生に伝える活動を行った。

たくさんの支援に感謝

この思いをさまざまかたちで返していきたい

「災害が自分の身にふりかかるとは」。あの日を迎えるまで災害はテレビの中の世界で、自分事として思うことはありませんでした。

あの日、松末小学校付近では昼ごろから雨が激しくなり、保護者が迎えに来る児童もいました。この時は「いつもより激しく降っている」くらいの印象で、あのような災害が起こるとは思っていませんでした。夕方にかけて雨が激しさを増し、周辺も危険な状況になり学校に残ることに。児童のほか、近所の人や、保育園児を含め約50人が体育館に避難していました。しかし、体育館の周囲も浸水し危険な状況になったため、校舎の3階へ避難しました。その後、体育館や校舎に土砂が流れ込み、机やイス、車までもが流され、周囲の山々では土砂崩れの音が鳴り響きました。また、土砂の独特のにおいが校舎内に充満し、苦しくなりました。小さい子はパニックになり泣き出す子も。私もとても怖かったのですが、最上級生として「大丈夫だよ」と声を掛け、一緒に絵本を読んだり、歌ったりして過ごしました。翌朝、明るくなった周囲を見渡すと、変わり果てた松末の景色が広がっていて言葉になりませんでした。

それからは、杷木中学校での避難生活。大人は自宅の復旧作業などに追われ、子どもたちで励まし合いながら

過ごしました。その間、全国そして海外からもたくさんの支援をいただきました。イベントやボランティア、応援メッセージ、特に、卒業式や閉校式を被災した体育館でできたことは、本当にうれしかったです。

災害をきっかけに防災学習ツアーで、市外の小学生に体験談を話す機会もありました。たくさんの人の支えや支援を受けてきたこともあり、災害の経験を伝えることで恩返しになればと引き受けました。参加者に、災害を身近に、自分事として考えてもらえるように話し、「自分と同じ目線での話を聞いて良かった」といった声を聞くことができました。

自宅のすぐそばには赤谷川が流れていて、復興が進む様子をずっと間近で見してきました。毎年、大雨のたびに工事がやり直しになることもありながら、徐々に復興が進んでいき、人の力はすごいと感じました。昔の風景には戻らない寂しさもありますが、安全な川に生まれ変わっていることに感謝の気持ちでいっぱいです。

たくさんの支援をいただき、本当にありがとうございました。皆さんの力がなければここまで復興は進んでいなかったと思います。今後は、何らかのかたちで困っている人に勇気を与えたり、手を差し伸べたりできるような人になりたいと考えてます。

平成29年7月九州北部豪雨

平成29年7月5日～6日にかけて、朝倉市・東峰村などに大きな被害をもたらした豪雨災害。朝倉観測所では5日15時38分までの1時間の降水量が129.5mm、24時間の最大降水量は545.5mmとなり、観測開始(昭和52年2月)以来の1位を更新する大雨となった。

人的被害 計35人【死者33人(災害関連死1人を含む)、行方不明者2人】
避難者数 最大1204人 住家等建物被害 計1471件



復興が進む赤谷川流域(令和4年5月撮影)



平成29年7月

九州北部豪雨

あの日から5年

記録的豪雨が朝倉を襲う

平成29年7月5日、17時51分、九州地方では初めて発令された大雨特別警報。特に、黒川ではわずか9時間で77.4mmと短時間に記録的豪雨を観測。土砂や流木、洪水などの複合災害が市内全域に甚大な被害を与えました。

発災後、全国からたくさんの支援もあり、市内各地で復興が進んでいます。

進む復興を未来へつなぐ

あの日から5年の歳月が経過しようとしています。この災害を風化させないために、そして、今日も進んでいる復興を未来へつなぐために――。

あの日、松末小学校で被災した富田響葵さんに、当時の様子から、現在に至るまでの経験や思いを話してもらいました。また、5年間の復興の歩みを振り返り、今後の復興事業を紹介します。

7月5日は「市民防災の日」。一人ひとりが防災を考える日にしましょう。

防災拠点施設・ 防災広場の整備(令和 4 年～ 5 年)

平常時は地域防災力の向上を図り、防災訓練や地域活動、研修会など防災教育の場として活用。災害時は防災対策拠点やボランティアの活動拠点、物資集積場として活用します。

■防災拠点施設…志波

■防災広場…三奈木、久喜宮、杷木、志波

志波防災拠点施設・防災広場イメージ図



現在

小学校跡地の活用(令和 5 年)

被災した松末小学校が、コミュニティの事務所や会議室などを備えた施設に生まれ変わります。

地域住民のよりどころとして再生させるとともに、この場所に小学校があった証を残していきます。



松末小学校

災害伝承広場の整備(令和 5 年)

土砂災害の経験と教訓を後世に継承し、市内外へ発信するため、復興が進む松末地区の崩谷川砂防施設付近に伝承広場を整備します。

被害状況だけでなく、復旧・復興事業についても伝えられるように、防災学習の拠点とします。



イメージ図

7月5日は 市民防災の日

市では、平成 29 年 7 月九州北部豪雨の教訓から、7 月 5 日を「市民防災の日」と定めています。当日は、10 時に災害で亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、心からご冥福をお祈りするために、防災行政無線で全市一斉に黙とうを行います。

「あの豪雨を忘れないため」「災害に備えるため」、私たち一人ひとりが、この日を防災について考える機会としましょう。

未来へ



被災した三連水車

応急仮設住宅

市復興計画策定委員会

平成 29 年 7 月 5 日 九州北部豪雨発生

- ・ 7 月 ボランティアセンター開設
- ・ 8 月 三連水車再稼働
- ・ 8 月 応急仮設住宅完成入居開始
- ・ 9 月 市復興計画基本方針策定
- ・ 9 月 朝倉県土災害事業センター設置
- ・ 10 月 初の地区別復旧・復興推進協議会
- ・ 11 月 初の市復興計画策定委員会
- ・ 11 月 すべての避難所を閉鎖

平成 30 年

- ・ 2 月 地域支え合いセンター開設
- ・ 3 月 市復興計画策定
- ・ 4 月 国交省九州北部豪雨出張所設置
- ・ 5 月 地区別復興まちづくり協議会
- ・ 7 月 朝倉市追悼式
- ・ 10 月 長期避難世帯認定
- ・ 11 月 がんばろう！あさくら祭り開催



地域支え合いセンター

まちづくり協議会

追悼式

あさくら祭り



災害公営住宅(頓田)

えんがわ(杷木団地)

平成 31 年 令和元年

- ・ 5 月 災害記録誌完成
- ・ 7 月 災害公営住宅完成
- ・ 11 月 災害公営住宅に「えんがわ」開設

令和 2 年

- ・ 3 月 久喜宮地域防災拠点施設完成
- ・ 3 月 災害学習の修学旅行受入
- ・ 4 月 長期避難世帯の認定解除(中村・石詰・小河内・疣目)



久喜宮地域防災拠点施設

長期避難世帯認定解除(石詰)



宅地高上げ事業(寒水)

修学旅行受入

寺内ダムライトアップ

長期避難世帯認定解除(黒松)

令和 3 年

- ・ 2 月 宅地高上げ工事着手
- ・ 3 月 朝倉市復興実施計画策定
- ・ 7 月 防災学習ツアー
- ・ 11 月 寺内ダムライトアップ開催
- ・ 12 月 災害ボランティア体験の修学旅行受入
- ・ 12 月 長期避難世帯の認定解除(乙石・黒松)

第17回 朝倉市 人権作品コンクール

募集期間 7月1日(金)～9月14日(水)

職場や学校、家庭、地域など、暮らしの中であなたが体験したことや感じたことを人権作品にしてみませんか。

■募集部門…①文章(作文)②標語③短歌④詩⑤ポスター⑥缶バッジデザイン

■応募資格…市内に在住または通勤・通学している人

[小学生の部、中学生の部、成人・高校生の部(大学生を含む)、フリーの部(学年・年齢不問)]

■応募方法…応募要項をご覧ください(市ホームページからダウンロードできます)

■応募要項配布場所…市人権・同和対策課(朝倉地域生涯学習センター2階)、各地区コミュニティセンター

■応募規定…①入賞作品は人権啓発活動に活用します。②応募作品は返却しません。

③本人の作品ではないと判断した場合は、審査の対象としません。

作品募集!



▲第16回朝倉市人権作品コンクール入賞作品 ポスター部門 小学校3・4年生の部 最優秀賞(馬田小学校 原菜々子さん)



▲市ホームページ

同和問題啓発強調月間講演会

日時 7月5日(火) 19時～ / 開場 18時30分～ / 受付 18時～

場所 ピーポット甘木 大ホール

演題 「情報×人権」

講師 組坂幸喜さん [九州大谷短期大学非常勤講師(人権論)]

「部落差別解消推進法」や「人権教育・啓発推進法」の施行を踏まえ、情報社会の現状と課題解決に向けた取り組み、私たちがどのような行動を取るべきか皆さんとともに考えます。

※手話・託児あり(無料)。

※3つの催しはすべて入場無料



人権パネル展

だれもが人として幸せに生きるために

～人権・同和問題の解決に向けた歩み～

期間 7月1日(金)～31日(日) 8時30分～22時

場所 朝倉地域生涯学習センター1階 エントランスホール

問 朝倉地区人権啓発情報センター(☎52-1182)

第3回みんなの人権セミナー

ハンセン病と人権

日時 7月21日(木) 19時～

場所 朝倉地域生涯学習センター2階 会議室1

演題 「ハンセン病問題と私」

講師 古長美知子さん

[(一社)ヒューマンライツふくおか 代表理事]

新型コロナウイルス感染症に関するさまざまな差別的な取り扱いが報告されています。例えば、「感染を理由に職場を解雇される」、「医療現場で感染者が出たことを理由に、医療従事者の子どもの保育園利用を拒否される」、「感染者個人の名前や行動を特定し、SNSで公表するなど、こうした偏見や差別は決して許されません。令和3年4月1日に施行された「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法」の一部を改正する法律では、感染者やその家族、医療従事者などの人権が尊重され、差別的な取り扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。国・県・市では、新型コロナウイルスに関する差別的取り扱いなどの実態把握や啓発活動を行っています。

水平社は、すべての人々が、あらゆる差別を受けることなく、人間らしく暮らしている社会の実現を目指しました。しかし、残念ながら、今も同和問題などさまざまな人権問題があります。この100年の節目に、真に人権が尊重される社会を実現するためにはどうしたらよいか、みんなで考えていきましょう。※朝倉市では令和元年12月に「朝倉市部落差別をはじめあらゆる差別の解消を推進し人権を擁護する条例」を制定し、行政・市民・事業主などが一体となって差別解消の取組を推進しています。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止する規定も



7月は「同和問題啓発強調月間」

差別や偏見のない明るい社会をともに目指していきましょう

福岡県では、同和問題の早期解決を目指し、1981年から毎年7月を啓発強調月間と定め、さまざまな取組を実施し、差別をなくす運動を展開しています。

同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の中でさまざまな差別を受けるなど日本固有の重大な人権問題です。

この機会に、同和問題に対する正しい知識を持ち、理解を深めていきましょう。

問 市人権・同和対策課(☎52-1174 FAX 52-1162 ✉ jinken@city.asakura.lg.jp)

全国水平社創立100周年

大正11年3月の水平社宣言から令和4年3月で100年を迎えました。明治4年(1871年)、いわゆる「解放令」と呼ばれる「太政官布告」が出されました。江戸時代から続いていた身分制度はこれにより改められ、身分差別に苦しんでいた人々も一般人と同じとされましたが、差別は依然として残りました。そこで、部落差別に苦しむ人々は、大正11年3月に自分たちの力で差別からの解放を目指す運動をすすめる「全国水平社」を創立しました。

「寝た子をおこすな」では部落差別はなくならない

同和問題は、今更取り上げる必要はなく、そっとしておけば、そのうち自然と無くなるという「寝た子をおこすな」という考え方が一部にあります。しかし、同和問題に関する差別は、いまだに、現実にはさまざまな形で存在します。最近では、インターネットを利用して差別を助長する書き込みや動画投稿があります。「寝た子をおこすな」の考え方は、同和問題に対しての正しい知識や理解を得られません。誤った情報を信じ、そのまま周りに広めていたり、周りのうわさに流されて偏見を持つたりする危険性があります。

第16回(令和3年度)人権作品コンクール作品紹介

文章部門 小学校3・4年生の部 最優秀賞

耳のない弟

甘木小学校3年

吉田 幸希さん

わたしは、「ぶくし」と聞くとまず、わたしの弟の事を思いうかべます。わたしのなくなった弟は、耳がなく耳の聞こえない男の子でした。名前は、はるきと言います。

なぜ、はるきのことを書くかと思ったのかというと、はるきは天国から姉のわたしをとおして、自分のびょうきのことをみんなに知ってもらいたいと考えているのではないかと思ったからです。耳がない弟を見て、びっくりした顔を見せないでほしいと思うだろうし、わたしが弟といて、びっくりされたらとてもかわしくなります。じろじろ見られたら、人の目が気になると思います。



もなからです。わたしは、弟のような耳にしようがないのある人には、にっこりした笑顔でいてほしいです。わたしは、自分が言われていやな事は言わないようにします。手話や筆だんをつかって耳の聞こえない人も、たくさん話ができるようになります。そして、耳のしやうがただけではなく、目が見えない人や車いすの人にも思いやりを持ちみんながやさしい気持ちでくらす場所がふえるといいと思います。

詩部門 中学生の部 最優秀賞

心の傷

十文字中学校1年

後藤 樹音さん

真っ白で
しわ一つなく
傷一つなく
落がきの一つもない
きれいな紙を
くしゃくしゃに丸めて
はさみで切って
たくさんらくがきをする
それを元にもどそうと、
紙を広げて
傷をテープで止めて
らくがきを消しても
汚れた紙は元きれいな姿にはもどらない
紙に
「ごめん」
と謝っても、もどることはない
それは、人の心も同じだ
たくさん傷をつけられて
どれだけたくさん
「ごめん」
と謝られても
傷をたくさん負った心は
きれいな元の姿にもどることはない

人権擁護委員3人が表彰されました

人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動、人権啓発活動など、地域に密着したさまざまな活動を行っています。今回、長年にわたって人権擁護活動に尽力している次の人が、表彰を受けました。《福岡県人権擁護委員連合会長表彰》
・大内田 一さん(南陵)
・永松睦子さん(杷木)
・熊本みどりさん(甘木)



身元調査お断わり運動
「しない!させない!許さない!」
本人の能力や適性に関係のないところで、人を判断することは許されません。市では、同和問題啓発強調月間中、不当な差別につながる身元調査に対し、職員がワッペンを着用し、啓発に努めています。

新型コロナウイルス感染症 関連情報

[支援情報、ワクチン接種情報]

国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などの減免

新型コロナウイルス感染症の影響で、主に世帯の生計を維持する人が死亡または重篤な傷病を負ったり、収入が大きく減少したりして、納付が困難となる場合、申請により次の税や保険料などが減免される場合があります。 ※詳しくは、各担当課へお問い合わせいただくか、市ホームページなどをご覧ください。

減免される税や保険料などの種類

- ①国民健康保険税 ②後期高齢者医療保険料 ③国民年金保険料 ④介護保険料 ⑤介護保険サービスの利用者負担額

申請期間…令和5年3月31日(金)までの平日8時30分～17時15分

※②のみ令和5年3月28日(火)まで

申請場所…市保険年金課(本庁1階)

※朝倉・杷木支所では受け付けていません。

持ってくるもの

- ①②④・保険証
・死亡診断書などその事実が確認できる書類(死亡または重篤な傷病を負った世帯)

・売上台帳、給与明細など収入の減少が確認できる書類(事業収入等が減少する世帯)

- ③被保険者・配偶者・世帯主のうち、令和3年1月以降(申請基準日)で収入が一番低かった月の収入と必要経費が確認できるもの

※詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

- 問 ①市保険年金課国民健康保険係(☎28-7558) ②同課後期高齢者医療係(☎28-7557) ③同課国民年金係(☎28-7561) ④市介護サービス課資格認定係(☎28-7585) ⑤同課給付育成係(☎28-7586)



▲市ホームページ(国税減免)



▲日本年金機構ホームページ(国民年金保険料免除)



▲キャンセル対応 Web申請



▲4回目接種

低所得の子育て世帯への特別給付金(ひとり親世帯以外への給付金詳細)

対象…次のすべてに該当する人

①子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)を受給していない

②令和4年3月31日時点で18歳未満(特別児童扶養手当の認定を受けている児童は20歳未満)の児童を養育している

※令和5年2月28日までに生まれた新生児も対象

③令和4年度住民税が非課税、または新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、一年間の収入見込額が住民税非課税相当の水準になる

支給額…児童1人当たり5万円

支給手続

《児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和4年度住民税が非課税の人》申請不要

《上記以外の人》申請が必要

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期限…令和5年2月28日(火)

問 市子ども未来課(☎28-7568)



▲市ホームページ

住民税非課税世帯などへの特別給付金(1世帯当たり10万円を支給)

対象…次のいずれかに該当する世帯

①令和4年6月1日時点で朝倉市に住民登録があり、世帯全員の令和4年度の住民税が非課税の世帯

②新型コロナウイルスの影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員の年間収入見込額が、住民税非課税相当以下となる世帯

※①②ともに、住民税課税者から扶養されている人のみで構成する世帯は対象外。すでに令和3年度本給付金の支給を受けた世帯や、その世帯主であった人を含む世帯も対象外です。

申請方法・期間など

《①の世帯》対象世帯主へ6月から随時確認書を発送しています。確認書発行後3カ月以内の申請をお願いします。詳しくは通知をご覧ください。

《②の世帯》申請書を9月30日(金)までに提出。詳しくは市ホームページをご確認ください。

問 市福祉事務所(☎28-7609、本庁地階)



▲市ホームページ

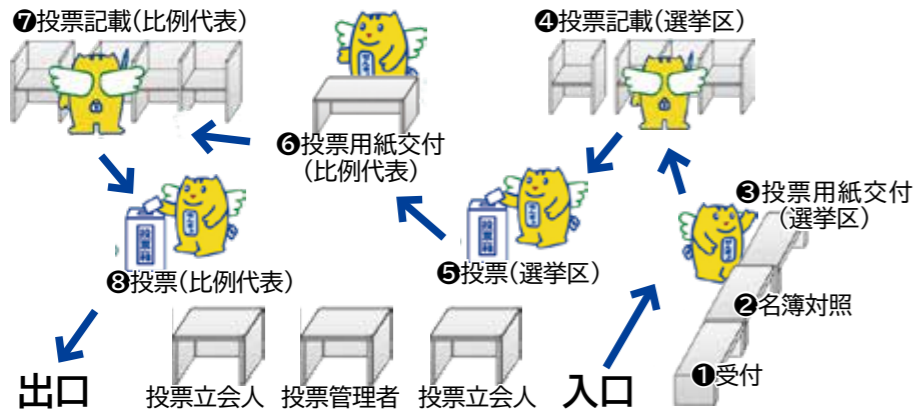
ワクチン接種情報

ワクチン接種のキャンセル対応にご協力ください。18歳以上60歳未満の人の追加接種(4回目)は、申請が必要です。

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(☎0570-066-070)

【投票の流れ】



投票の仕方

参議院議員通常選挙では、「選挙区」と「比例代表」の投票を行います。

①「選挙区」で、投票用紙に候補者の氏名を記載して投票します。

②「比例代表」で、参議院名簿登載者の氏名または参議院名簿届出政党の名称もしくは略称を記載して投票します。

選挙日に投票所へ行けないとき

【期日前投票】

投票日に仕事や外出などで投票所に行くことができない人は「期日前投票」ができます。

■期間：6月23日(木)～7月9日(土)

■時間：8時30分～20時

■場所

- ①市選挙管理委員会事務局(本庁一階)
 - ②朝倉支所100会議室(一階)
 - ③杷木支所一階ロビー
- ※いずれの場所でも投票できます。

■必要なもの

投票所入場整理券または本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など)

【不在者投票】

次のいずれかに該当する人は「不在者投票」ができます。

- ①仕事などで市外に滞在している
- 投票用紙請求書(市ホームページにも掲載)で、投票用紙を請求してください。
- 投票用紙を送付しますので、滞在地の選挙管理委員会へ投票してください。
- ②病院や老人ホームなどの指定施設に入院(入所)している

県選挙管理委員会の指定を受けた病院や施設などに入院(入所)中の人は、その施設内で不在者投票をすることができます。各施設の事務所にお問い合わせください。

参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日(日)**

期日前投票 **6月23日(木)～7月9日(土)**

／すでに始まっています！＼

投票できる人

- 次の要件をすべて満たす人
- ①平成16年7月11日までに生まれた
 - ②令和4年3月21日までに転入届を行い、引き続き朝倉市に住所を有している
- ※刑事罰などによる欠格者は除く。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、すでに郵送しています。入場券が届いていない場合は、お問い合わせください。また、入場券を紛失しても本人確認をしたうえで、投票できます。投票所で係員に申し出てください。



投票所の場所・時間

投票所の場所は、投票所入場整理券に記載されています。

また、市ホームページからも確認できます。

投票時間は7時～20時です。

※佐田・黒川の投票所は19時まで。



▲市ホームページ

字が書けないとき

病氣やけがなどで字が書けない場合は「代理投票」ができます。2人の係員が立ち会い、本人の代理で投票用紙に記載するものです。希望する人は、投票所で係員にお尋ねください。

※家族や付き添いの人が代理で記載し、投票することはできません。

点字で投票したいとき

目の不自由な人は、点字器を使用した点字投票ができます。係員にお尋ねください。

選挙公報

立候補者の公約をまとめた選挙公報は、投票日の2日前までに各世帯へ送付する予定です。なお、市ホームページに掲載し、期日前投票所にも設置します。

開票

開票は、即日開票です。

■時間：21時20分開始

■場所：サンライズ杷木



【表1】

手帳の種類	区分	程度
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	1級～3級
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

【表2】

手帳の種類	区分	程度
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳		特別項症～第2項症

【新型コロナウイルス感染症に係る特例郵便等投票】

投票用紙等の請求時点で次の両方に該当する人は、特例で郵便等投票ができます。

- ①新型コロナウイルス感染症で「自宅療養」または「宿泊療養」(濃厚接触者の一部を含む)をしている
- ②外出自粛要請または隔離・停留の措置期間が6月23日～7月9日にかかる

【郵便等投票】

表1に該当する人は、郵便などによる不在者投票ができます。この制度を利用するためには事前に「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。

自分で投票の記載ができない人で、表1・表2の両方に該当する場合は、代理記載制度を利用できます。